

様式第 1 号

平成 年 月 日

一般社団法人久慈市観光物産協会
会長 山本 えり子 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

㊞

「北限の海女」「アマリン」商標使用許可申請書

下記のとおり商標を使用したく、裏面許可条件を遵守いたしますので、許可されるよう申請します。

使 用 目 的	
使 用 商 品 等	
使 用 数 量	
備 考	水産物及び水産物加工商品については、別業者が商標を持っていますので、当協会では許可を出せません

使用する商品の見本(写真等)を必ず添付すること。

「北限の海女」「アマリン」の商標の使用に係る許可条件

- 1 関係法令を遵守し、商標権の喪失を招くことのないように努めること。
- 2 第三者が登録商標を侵害し、または侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに協会に連絡すること。
- 3 第三者との係争、審判、訴訟等について、協会に協力して対処し、具体的措置の方法、費用負担等については、その都度両者協議して決定すること
- 4 使用者は、登録商標を付した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、協会に迷惑を及ぼさないよう処理すること
- 5 協会から要請があった場合は、登録商標の使用実態を報告し、または使用商品等を提出すること。
- 6 使用者が、登録商標の使用に際して、故意または過失により協会に損害を与えた場合、これによって生じた損害を賠償すること。
- 7 本件商標の使用許可を受けた事項を変更する場合は、商標使用許可変更申請書(別記様式第3号)を協会に提出すること。
- 8 使用に当たっては、類似デザインの商標登録の有無について、当該個別分類ごとに商標調査を行うこと。
- 9 その他本件商標の使用に関する規定に違反する行為を行わないこと。
- 10 水産物及び水産物加工品については、商標を持っている別業者と個別に交渉してください。